

第三十四回国会 農林水産委員会 議 録 第二十九号

昭和三十五年五月十七日(火曜日)

午前十一時五十五分開議

出席委員

- 委員長 吉川 久衛君
- 理事 秋山 利恭君 理事 田口長治郎君
- 理事 丹羽 兵助君 理事 角屋堅次郎君
- 理事 芳賀 貢君 理事 小平 忠君
- 倉成 正君 笹山茂太郎君
- 田邊 國男君 高石幸三郎君
- 綱島 正興君 野原 正勝君
- 松岡嘉兵衛君 三和 精一君
- 保岡 武久君 赤路 友藏君
- 酒ヶ久保重光君 石田 宥全君
- 中澤 茂一君 西村 関一君
- 日野 吉夫君 松浦 定義君
- 山田 辰司君 神田 大作君
- 中村 時雄君

出席政府委員

- 農林政務次官 小枝 一雄君
- 農林事務官 伊東 正義君
- 農地局長 (農地局長) 増田 盛君
- 農林事務官 (振興局長)

委員外の出席者

- 農林事務官 庄野五一郎君
- 農地局参事官 酒折 武弘君
- 農林事務官 丹羽雅次郎君
- 農地局管理部長 (農地局長) 長)
- 農林事務官 八塚 陽介君
- 農地局管理部長 (農地局長) 入橋 農課長)

五月十七日

委員金丸信君辞任につき、その補欠として大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大久保武雄君辞任につき、その補欠として金丸信君が議長の指名で委員に選任された。

五月十六日

農業災害補償制度改正に関する請願 (塚田十一郎君紹介)(第三七四七号)

同(足鹿寛君紹介)(第三八八〇号)

同外五件(石田宥全君紹介)(第三八八一号)

同外九件(猪俣浩三君紹介)(第三八八二号)

同外二件(小松幹君紹介)(第三八八三号)

同(櫻井奎夫君紹介)(第三八八四号)

同外十件(東海林稔君紹介)(第三八八五号)

同外二件(穂積七郎君紹介)(第三八八六号)

同外二件(三宅正一君紹介)(第三八八七号)

果樹農業振興特別措置法案の成立促進に関する請願(中澤茂一君紹介)(第三九二四号)
同(原茂君紹介)(第三九二五号)
同(松平忠久君紹介)(第三九二六号)
同(増田甲子七君紹介)(第三九七〇号)
農業加工のための試験研究機関強化に関する請願(中澤茂一君紹介)(第三九二七号)
同(原茂君紹介)(第三九二八号)
同(松平忠久君紹介)(第三九二九号)
同(増田甲子七君紹介)(第三九六九号)
農業災害補償制度の改正促進等に関する請願(山中貞則君紹介)(第三九七一号)
砂糖の貿易自由化反対に関する請願(山中貞則君紹介)(第三九七二号)
は本委員会に付託された。

本日のお会議に付した案件
開拓者振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)
開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(内閣提出第一〇六号)
農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)
○吉川委員長 これより会議を開きます。
開拓者振興臨時措置法の一部を改正する法律案、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案及び開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案を議題といたします。
御質疑がなければ、以上の三法案に対する質疑はこれにて終了いたしました。
○吉川委員長 ただいまの三法案に対し、それぞれ、自民、社会及び民社三派共同提案の修正案が提出されており、各修正案はお手元に配付いたしました。各修正案は、以上三法案に對する質疑はこれにて終了いたしました。

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案に對する修正案
附則第三項中「第二条第二項の規定の適用についても、前項と同様とする。」を「第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「九年」とあるのは「二十一年」と、同条第五項中「四年」とあるのは「六年」とする。」に改める。
開拓者資金融通法に對する修正案
附則第三項の改正規定を次のように改める。
第一条第一項第一号中「第六条及び第七條」を「第七條及び第八條」に改め、「に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額」を削る。
第一条第一項第三号及び第二条中「に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額」を削る。
第九条を第十條とし、第八條を第九條とし、第七條を第八條とし、第六條中「年賦金又は据置期間に係る利子」を「年賦金若しくは据置期間に係る利子又は前條の規定により起算時の属する年に納付すべき未納の利子若しくは延滞金」に改め、同條を第七條とする。

第五条の次に次の一条を加える。  
(未納の利子及び延滞金に関する措置)

第六条 第一条第一項、第二条(前条において準用する場合を含む。)又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において当該変更契約に係る貸付金債権について未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子及び延滞金については、農林省令で定めるところにより、その総額を当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間に三月を加えた期間(当該貸付金債権に係る貸付金につき、変更後の据置期間が置かれる場合には、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間から当該据置期間を控除した期間)に相当する年数で除して得た額を、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の年賦金を納付すべき各年に納付することができるものとし、各年に納付すべき金額の納付期限は、当該各年の十二月三十一日とする。

○吉川委員長 各修正案の趣旨について三派を代表して提出者に説明を求めます。芳賀君。

○芳賀委員 この際、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党の三党を代わりました。ただいま議題となっており、開拓関係三法案に対し修正案を提案いたします。

修正案文についてはすでに配付した通りでありますので、案文の朗読を省

略いたしました。修正案の提案の趣旨について要点を説明申し上げます。

まず第一に、開拓農振臨時措置法改正案につきまして、その修正の第一点は、今回の改正法案によりまして、災害による天災融資の一部を本法によって融資することに道が開かれたわけであり、政府原案によりまして、昨年の伊勢湾台風のような大きな災害の場合に主として施設資金を融通するという趣旨になっておりますので、これを修正いたしまして、災害融資については今後できるだけすみやかに本法案によって開拓者の天災融資を行なうことにならざるべきと考え、先ず冷害の場合をこれに加え、いわゆる低温による災害をこの法案の対象に加えるという趣旨を修正の中に加味したわけであり、そのことによりまして、今後の災害につきましましては、開拓者の施設資金並びに経営資金等についても本法によりまして開拓者資金融通法から災害資金を融通するといふ道を開きたいと思っております。

修正の第二点は、今回の改正によりまして開拓振興審議会が設置せられることになっておるわけであり、その委員を十四名に修正いたしまして審議会の運営を充実すべきであるという趣旨が、修正の第二点であります。

なお、この修正案提出までの経過におきましては、開拓農振臨時措置法の中における振興計画の提案時期等についても、これを二カ年程度延長すべきであるという意見も非常に強かつたわけであり、この点については後刻附帯決議をもってその趣旨を明らかにすることにいたしました。今回

の修正からはこれを除いてあるということをつけ加えて申し上げる次第であります。

次に、開拓者資金融通法の改正法案であります。今回の改正の趣旨についてはわれわれとしても賛成であり、したが、運用上につきましては、改正の中でこれを北海道と内地府県とに区分して融資を行なおうと試みておるわけであり、この趣旨は今後の開拓者資金融通の適正なる運用の面から見ても妥当なものとわれわれは考えておりますので、すべてこれを一本にいたしまして、北海道と同様の条件で今後開拓者の資金融通に当たすべきであるという趣旨が修正の趣旨でございます。

次に、開拓者資金の条件緩和法の問題であります。これは非常に問題の多い法案でございますが、特に、政府案によりまして、従来の開拓者資金を今後条件緩和することになるわけであり、その場合に、対象となる固定債権につきまして、これに附随する未収利息並びに延滞金をすべて元本に元加いたしまして、そしてその債権についてあらためて今後据置期間、償還年限を変更契約の中で明らかにしてこれを回収するというのが政府案の趣旨であります。少なくとも、開拓者の今日の窮状から見た場合において、条件緩和を行なう場合においては、未収利息並びに延滞金までも元加して国の債権を確保するというような思想が優先するということについては、非常にわれわれとしては賛成しがたい点があります。これは今後正しい農業政策の上にも悪影響をもたらすということも深く考慮いたしました。この点を根本

的に修正せんとするものであります。従って、政府案に対しまして、元本と未収利息並びに延滞金をこれを明らかに区分いたしました。元本以外の未収利息並びに延滞金については、これを今後の変更された契約に基づいて元本を償還すると同様の形で利子並びに延滞金についてはこれを支払いを行なうという趣旨に修正いたすわけであり、従って、その趣旨は、変更契約に基づきましてたとえ五年の据置期間、十五年の償還契約という趣旨にこの金額を分割して納付するということになるわけであり、この趣旨は、修正を行なうことが条件緩和の場合には不可欠の要件であるといふふうにならなければならぬと思っております。

以上が三案に対する修正の趣旨であります。

○吉川委員長 以上をもちまして三法案に対する修正案の趣旨説明は終わりました。

各修正案につきまして、国会法第五十七條の三により、内閣に対し、意見を述べべる機会を与えます。小枝農林政務次官。

○小枝政府委員 ただいま開拓三法案に対する修正案を当委員会におきまして御提案になっておるのでございますが、政府といたしましては、本法案に対する修正案が決定の上におきましては、その決定の御趣旨、その修正の精神を十分尊重いたしまして善処いたすつもりでございます。

○吉川委員長 これより各修正案の質疑に入るわけであり、別に質疑の通告がないようであり、これより三法案及び三法案に対するそれぞれの修正案について討論に入ります。別に討論の通告がありませんので、採決に入ります。

まず、開拓農振臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案を採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、本案の修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本案は修正案の通り修正可決されました。

次に、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、本案の修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本案は修正案の通り修正議決いたしました。

○吉川委員長 ただいま修正議決いたしました三法律案に対し、それぞれ、小平忠君より、自民、社会及び民社共同提案の附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際提出者よりその趣旨説明を求めます。小平忠君。

○小平(忠)委員 この際、諸君の御同意を得まして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしました三党共同提案によります開拓関係三法律案について附帯決議を付するの動議を提出いたします。

まず最初に、開拓農振臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の内容を朗読いたします。

開拓農振臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、今回の措置に引き続き、基本営農類型に基く開拓事業の積極的な展開方式を確立すべきであるが、当面、本法の施行に関しては、左記各項の実現に努むべきである。

記

一、災害、過剰入植地の整理等の理由により営農改善計画及び振興計画の変更を必要とするに至った農家又は組合については事態の変化

に即応する修正計画の提出を認めるより措置すること。

二、災害資金については内地及び北海道を通じておのおの資金の種類別及び災害の程度別に貸付条件を定めるものとする。

なお、開拓者に対する災害金融制度はその内容を改善しつつ逐次この制度に一元化するよう検討を進めること。

三、昭和二十九年以降の入植者のうち経営不振となっているもの、非振興農家であつてその後災害その他の原因で経営不振となっているもの、組合が該当基準から外れているため振興農家たるべくして振興農家にならないもの等に対しても営農改善資金、災害資金等を同様条件で所要の資金を貸付けることができるよう措置すること。

四、営農改善資金の償還の全期間を通じ利子補給を行なうことができるよう措置すること。

五、開拓地の営農改善計画及び振興計画等を円滑に実施せしめるため、開拓農指導員を充実強化し、農業改良普及員と同様の活動ができるよう諸般の待遇を与えること。

右決議する

昭和三十五年五月十七日

衆議院農林水産委員会

次に、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の内容を朗読いたします。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、農林漁業金融公庫を開拓者に貸付ける主務大臣指定施設資金

についても振興対策資金との均衡を保つようその貸付条件の緩和措置にいかんなきを期すべきである。

昭和三十五年五月十七日

衆議院農林水産委員会

最後に、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案に対する附帯決議を朗読いたします。

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は本法の実施に当つては左記の如く措置すべきである。

記

一、据置期間中の利子については、明年度以降減免するよう所要の措置を講ずること。

二、農林中金、農林漁業金融公庫等から貸し付けられている資金についても、政府資金と併せ債権債務の確認及び整理を行ない、必要に応じ資金の一本化、貸付条件の緩和等の措置を講ずること。

三、開拓者資金の法人貸し制度は今後個人貸し制度に切り替えられることになるが、これに伴う地方行政機関及び開拓農協等の事務態勢はかたし不十分であると認められるので、すみやかにその充実強化を促進するものとし、なかならず開拓農協に対しては財務内容の健全化、経済事業の刷新等のための施策を講ずるとともに、事務費等の補助を考慮すること。

右決議する

昭和三十五年五月十七日

衆議院農林水産委員会

以上でございます。

本附帯決議に対しましては、ただいま通過されました開拓三法の趣旨を体しさらにこの完璧を期する意味において三党の間において意見の一致を見たのであります。何とぞ本決議案が満場一致通過されますよう特にお願ひする次第であります。

○吉川委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

これより、三案に対しそれぞれ、自民、社会及び民社共同提案の附帯決議を付すべしとの動議を一括して採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、三法律案にはそれぞれ附帯決議を付するに決しました。

ただいまの三法案に対するそれぞれ附帯決議に關しまして、この際政府の所見を求めます。小枝農林政務次官。

○小枝政府委員 ただいま開拓三法案につきまして全会一致をもちまして附帯決議が付せられたのでございませうが、当委員会において満場一致をもちましてこの附帯決議が付せられました以上、政府といたしましては、その御趣旨を尊重いたしまして善処いたす所存でございます。

なお、詳細の問題につきましては、本改正案成立の晩におきましては審議会も設置されることとございませうので、審議会を活用し、また、その決定の結果を導いたしまして十分な運用をはかりたいと考えております。

○吉川委員長 次にお諮りいたします。ただいま修正議決いたしました三法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願ひしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

午後一時三十分より再開することと、暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後二時三十二分開議

○吉川委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、政府に両案の補足説明を求めます。伊東農地局長。

○伊東政府委員 私から農地法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明をさせていただきます。農協法につきましては別途農協部長からお願ひすることになります。お手元に資料を差し上げてございませうので、これにつきまして読みながら御説明申し上げます。

御承知の通り、農業法人問題につきましては、最近果樹地帯等におきまして発生しております、法人によります農業経営は、当初は税負担の軽減ということが強く叫ばれて、それにつれて経営の合理化をはかるといふような目的で一戸一人という形で行なわれて参つたのでございませうが、その後におきまして、農機具でありま

すとかあるいはいろいろな農業用の施設等の資本裝備の遊休化の防止でござ

いますとかいろいろ生産費の削減あるいは労働力の調整というようなことを目的としました。たとえば立間のような例でございますが、そういうような共同化の法人の形も実は行なわれて参ったわけでございます。

しかしながら、現行の農地法の体系からいいますと、不在地主の発生や土地の兼併を防止する規定あるいは小作料統制の規定を設けて耕作者の地位を安定する、そういうことをいたしました。農地改革の成果の維持をはかっているというのが現行の農地法の趣旨でございますが、この農地法の制定の当時は、現在問題になっておりますような法人による農業経営の発生というものをあまり予想しておりませんでしたので、この法人経営によって生ずるおそれがあります土地兼併の問題でありまして、あるいは不在地主と同様な存在が発生したり、あるいは小作料の統制の実質的な逸脱というような弊害を防止する規定が実は欠けておりますので、現行法のままにいたしますと農地法制定の趣旨に反するおそれがあるというよりな考え方を持っております。昨年三月、徳島県下に百三戸の二戸一法人が出て参りました。これが課税上問題になり、非常に国会等でも問題になりました場合に、この有限会社による農地の使用収益権の取得の許可の申請がありました場合に、実は、御承知のように、農業委員会に、著しく現行の農地法の制度のままで是不当であるからということで再議命令を出したような次第でございます。その後、農民の創意を生かし、自作農の延長ということが考えられるものに限らせて法人によります農業

経営が行なわれるようにということ、現在の法制の検討をいたして参つたわけでございます。そして、この検討はいたして参りましたが、御承知のように、昨年三月、当委員会におきまして、現行農地法の基本原則を変更しない、そういう範圍ですみやかに所要の法的措置を講ずべきだという御決議もございましたし、また、著しく不当だということにいたして参りまして、そのままにもいたしておけない、放置し得ない情勢もございましたので、その後、農林省におきまして、将来の農業経営のやり方といたしまして、どのよう法人形態のものがいかにということを種々検討いたしましたわけでございます。実は、検討いたしました経過を程におきまして、基本問題調査会等もいろいろ御連絡をいたしましたのでございますが、現在在答申が出て参っておりますので、将来の農業経営のあり方につきましてもまた答申に基づきまして慎重に検討しようというように考えております。現在のところは、当面の農業法人問題に対処するといふ考えから、農地法と農協法の一部改正を行ないます。どういふ形の法人を農民が選択するかということにつきまして

は農民の自主性にまかせることにはいたしまして、実は、単独立法によります農業法人というよりなものにつきましても、将来の農業経営のあり方を十分検討いたしました上で、どういふ形をとるかということにしたいということにして、今申しましたように、農民がどういふ形を選ぶかにつきまして農民の自主性にまかしまして、商法によります法人あるいは農協法による農協という法人、どちらでも選ばれるよ

うなことからして、法人によります農業経営の窓を開いていこうということにいたしましたわけでございます。今回改正を要します条文はだいたいございいますが、以下実質的な問題に關係のあります条文について御説明申し上げます。

一番大きいといえますが、第三条の關係でございいますが、第三条は、現在は農地等の使用収益権の取得に關する條文の許可の基準を定めておりました。第三条は、その第一項で、農地等は採草放牧地につきまして、所有権の移転とかあるいは地上権、永小作権のような物権でありますとか賃借権等の使用収益権の設定であるとかあるいは移転、こらういふ場合に行政庁の許可を得なければならぬということにいたしておりますが、許可のない場合は効力を生じないというよりな重要な規定でございます。そして、この中で、許可ができない場合ということで、実は第二項の一号から八号まで、こらういふ場合には農地の使用収益権の設定なり移転なりあるいは所有権の移転ができませんということで、たとえば、第一号によりますれば、小作地または小作採草放牧地につきましては小作農及びその世帯員以外の者には取得を認めない、あるいは、第三号に参りますと、世帯合算で内地平均三町歩であります。あるいは採草放牧地でありますれば内地平均五町歩というよりな最高の経営の限度を規定してあります。こらういふように、一号から八号まで許可ができない場合を規定してありますのでありますが、こらういふ規定の趣旨は、小作地をなるべく自作化しよう、あるいは、不耕作目的の土地の取得や

土地の兼併やあるいは経営が極端に零細になりますことを防止しよう、あるいは、せつかく創設しました解放農地が再び小作地となることを防止するといふような、自作農創設の方針に逆行したりあるいは耕作農民の地位を弱めたり農地改革の成果を無にするものがないような趣旨で規定をいたして参るわけでございます。

ところで、法人の一般につきまして今の制度のままでございますと、おそれるが、この七ページに書いてあります、同一人が数個の法人を支配するといふようなことで、土地の兼併を起すよりなこともございまして、あるいは、一応所有権等を出資いたしまして、市町村の外に出てしまふというよりなことで、従来のようことは認められておられません不在地主と同じような存在も出て来ますし、あるいは、小作料につきまして実質的にもぐるといふよりな弊害が出るおそれがあるといふふうにも考へまして、今出してあります法律案では、農地法の根本原則は堅持するといふよりなことで、今申し上げましたよりな弊害の発生するよりな権利の取得を防止するということにしまして、耕作農民に労働の成果を公正に享受させるという考えから、法人には、所有権の取得は認めません。賃借権、使用貸借による権利ということに限りまして、しかも実質的には自作農の延長といふよりな形のものを考へたらどうかということで、非農民的な者による支配といふものを極力排除していこうということ、これは、なるべく今の自作農なり今の農地法の根本原則を棄てないといふよりな決議もございましたし、そらういふより

な考へ方で法制を組み立てているわけでございます。このようにしました結果、一定の要件を備えさせた法人に對しましては、創設地の貸付でございますとか、あるいは小作地の転貸でございますとか、あるいは小作地の所有制限の問題、あるいは、取得の最高制限面積が従来の法人ですと三町歩になって参りましたが、これは構成員にかける平均の取得できます最高面積といふよりなことで、いろいろな特例も実は認められたわけでございます。

そらういふよりな關係で、第三条にはいろいろな規定を置いたのでございしますが、先ほど申し上げましたように、所有権は認めないといふことがまず規定されておりました。これは、例外といたしましては、政令で、近く委員会に御提出できると思ふのでありますが、市町村等とかその他の公共団体が公有・公共用で土地を取得しますとか、あるいはその土地においての耕作がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究あるいは農事指導であるといふよりな場合には、例外的に所有権を認めるということを政令で出すつもりでございますが、原則として、は所有権は認めないわけでございます。それから、先ほど申しましたように、なるべく自作農の延長といふ考へ方をとつておりますので、法人につきましても、九ページに(1)、(2)、(3)と要点を書いてあります。法人の事業が農業及びこれに附帯する事業に限られること、また、その法人のすべての構成員が、その法人に對して農地または採草放牧地を貸し付けている個人であるか、あるいはその法人に貸し付けるために許

可の申請をして個人であるか、あるいはその世帯員というふうなことで全部がこれに加入しておること、また、構成員は常に農業に従事するといふ者に限定しました。要するに、非農民的なものでなくて、やはりこれは自作農の延長という考え方からいたしまして、なるべくそういふような要件を備えた者以外は認めない、特例は認めないということにしていこうという考え方でございます。

それから、第三番目には、先ほど申し上げたように、現在の法律では法人につきましては特殊な例外を除きまして内地平均三町歩ということになっておりますが、今度は、その構成員の數に應じて、内地平均三町歩でありますれば、法人であります場合には五世帯ならば十五町まではいいというふうな規定を置いてあります。これは今までは三町歩でございましたのに対してかなり積極的な面であらうと考えております。

第四番目には、自作農の延長という形をとっておりますので、法人が経営する農地なり採草放牧地につきましてほとんど全部人から借りてやるといふ形ではまずいのはなからるか、やはり、構成員がその法人に貸し付けます農地が半分以上というこが、いいのではないかと、いふようなことで、大部分を構成員以外の者から借りてきてやるといふことは認めないという規定を置いてあります。

そのほか、現在、解放しました創設農地につきましては、さらにほかに貸すといふことは認めておりません。また、小作地につきましても、既貸を認めておらないのでありますが、両方に

つきました法人にこれを貸し付けることができないという趣旨の規定を置きました。これは、小作農が法人に参加できないといふことではまずいので、小作農につきましても、小作地につきましては既貸を認めまして、法人に参加を許しておるといふような制度であります。

大体以上が第三条関係でございます。次に、六条、七条関係でございますが、実は、小作地の所有制限がございまして、御承知のように、第六条の第一項では二つのワクを設けておりまして、小作地の所有制限を規定いたしております。第一番目に不在地主の排除、これは農地法の根本原則になっております。不在地主を認めないということと。在村地主でも内地でありますことと。平均一町歩しか小作は認めないといふふうになっております。それから、七条では、実は国とか地方公共団体が公有または公用の用に供してあります小作地あるいは転用相当で知事の認可を受けて小作地、こゝろいものにつきましております。また、六条の六項では、第七条に書いてある中で、焼き畑、切りかえ畑といふようなものにつきましては収穫が著しく不安定でありますし、あるいはまたそのほかに利用権の設定によつて新しく小作地になった土地といふものは、その性質上所有者の所有面積に算入しないといふことになっております。六条の一項では、不在地主を押え、それから、それとともに在村地主の小作地の所有面積は一町歩といふことを規定して、第七条では若干この例外を認めておるわけでございます。

つきますが、今度法人が農業経営を営みますにつかまして、在村一町歩しか認めぬといふことになりまして、たとえば二町持っている人が全部法人に土地を貸しますといふことはできなくなりまして、これにつきましては小作地の所有制限の例外を認めまして、第七条第一項に第八号を追加しまして、そういうものは在村している者につきましては所有制限の例外とするといふような規定を置きました。実質的に、たとえ三町持っている人が法人に参加します場合に、三町全部出しまして、従来のように小作地は一町だったからあとの二町はいかぬといふことにはならぬように、所有制限の例外をここで認めておるわけでございます。

それから、また、もう一つの例でございますが、十三ページでございますが、たとえ、ここに書いてありますように、自作兼地主であります。たとえば、二町歩は自分で耕している、そのほかに一町歩をほかの人に貸し付けているといふふうな場合に、二町歩を法人に貸しますと、これは小作地が三町になってしまつて、法人以外に貸してある一町歩は、これは国に買取されてしまふといふふうなことになるので、法人参加ができなくなるという不都合が生じますので、こゝろい土地につきましては、自分が法人に入る分ば、そゝろいものは所有面積の計算に算入しないといふようなことで、法人に参加することによりまして不都合が生じないように、新しい規定をここに加えておるわけでございます。

それから、もう一つ、次の出作の例外でございますが、実は、これは、出作をしておりましたものを法人に貸し付けます場合に、これは本来不在地主の小作地となりまして買取されるということにも心配がありますので、これも不都合な結果が生じますので、これも規定を追加いたしました。出作の場合におきましても、所有者がこの法人に貸し付けます前一定期間引き続いて有していた住所のあります市町村区域内にそのまま住所を持っているといふ場合に限りまして、出作の土地を法人に貸しても、それは不在地主として扱はなくて在村といふふうに見なしまして買取しないといふふうな規定を加えておるわけでございます。

それから、また、現在、小作地につきまして、疾病とかあるいは負傷による療養であるとか、あるいは就学あるいは公選による公職への就任といふような特別な事情によりまして一時的に不在になります場合には、在村と見なして、不在地主の取り扱いをしないといふことになっておりますが、今述べましたように、出作の問題でありますとか、あるいは第八号で小作地に算入しないといふようなものにつきましても、一時不在がございまして、これは例外として普通の小作地と同様に見なすといふような——一時不在であります、在村と見なすといふような規定を置かしまして、不都合が生じないようにしておるわけでございます。

それから、次に、第九条の関係でございますが、これは、法人が農地または採草放牧地の使用収益権を取得しました後に、法人が適格性を失いましたりまたは構成員が構成員でなくなつたという場合に在村地主の小作地である

いは小作採草放牧地の所有の制限の例外規定といふようなことの適用を受けなくなつた場合にはどうするかといふような規定が第九条に実は書いてあるわけでございます。現在は、第九条では、所有してならない小作地として公示をされまふ場合には、一定期間内にその小作地または小作採草放牧地を他人に譲渡しない場合には国が買取するといふことになっておりました、所有の制限の趣旨を効果あらしめるようにいたしておるわけでございますが、これは、今度は、法人が適格でなくなりあるいは法人の構成員でなくなつたといふ場合にすぐこれが発動しますこと

は不都合な場合を生じますので、この場合には、あとで申し上げますが、二十条によりまして貸借の解除、解約等の許可ができるように規定を置いたわけでございます。これは、あくまで、法人に参加しているといふ個人につきまして重く見ていこうといふ趣旨からしまして、法人が適格性を失つたといふことだけで直ちに小作地の例外規定がなくなりまして国が買取するといふようなことでも困りますので、二十条によりまして、その個人が貸借の解除、解約等の申し入れをするといふような規定を置かして、その場合はある程度不都合を救つていこうといふような規定を置いておるわけでございます。それで、法人に貸し付けております小作地または小作採草放牧地等が、法人が適格性を失ひまして所有制限に該当してくる、そうして所有してはならないといふような公示がありました場合には、一定期間——まあ三カ月ぐらゐを考へておりますが、二十条の許可を受けまして貸借の解約の申し入

れをするという場合には、国はその買取をしないこととしている。あるいはまた、その期間内に解約の許可の申請がございまして、期間経過後もまだ処分がないという場合におきましては、処分があるまでは買取しないというよりなこととして、その個人を保護して、いこうというよりな規定でござい

ます。それから、次の十五條の二は、創設農地につきましての例外規定の効力を失った場合にどうするかということでございますが、これにつきましては、大体の考え方は小作地の例外規定の場合と同様でございます。これも現在の法律では直ちに買取をされるというよりなことになります。これは二十條の規定を置きまして、やはり解約の申し入れをするというよりなことをしまして、ある一定の期間内には直ちに国が買取するというよりなことをしないで、創設農地を法人に貸しました個人の保護をしていくという規定を十五條の二でやっています。

それから、次に、十九ページには、二十條の關係が出てございますが、今回の法的措置では、実質的には自作農の延長と見られるような法人に農業經營の道を開いていくというよりなことでございまして、そのよりな法人が条件を欠いたというよりな場合におきましては、そこに貸してある個人につきましては、なるべく自作地としてまたその返還を受けましてみずから耕作できる機会を与えるのが適当であるというよりな考え方がいたしました。この二十條第二項に第四号を追加したわけでございます。

さらに、最後に、八十條の改正でございまして、これは若干法人とは違つたのでございまして、現行の八十條では、農地改革の際に国が買取いたしました農地でありましてか未墾地等で耕作者に売り渡さないで国が管理をして、そののうちに、その後の事情の変化によりまして、その農地につきまして自作農の創設をしない、または土地の農業上の利用の増進の目的に使われない、要するに、農地、未墾地等を農地として利用しないということが相当であるということを認めました場合には、特別の場合を除きまして、その農地や未墾地は買取前の所有者に売り払うということに実はなっているわけでございます。しかし、買取前の所有者が死亡したり、あるいは法人でありますとその法人が合併によつて消滅をしているというよりな事態が起きますと、買取前の所有者がないということになりまして、他の者に時価で売り渡すということになるわけでございます。農地法の制定当時はこういうことでもよかつたのであります。実は、その後、市町村合併の促進でありますとか、あるいは宗教法人の組織がえを国の政策として強力に推進しましたというよりな關係で、たとえば合併後の新しい市町村でございましてかあるいは旧宗教法人の一般承継人である新宗教法人に対してこれを売ることができないというよりなことになりまして、いささか不都合を来たしているということもござい

ますので、これを改めまして、また、それとの均衡という点で、個人につきましても法人との均衡をとるといふよりなこと、これを旧所有者の一般承継人にまで売ろうという考えでござい

ます。これは、従来は買取前の所有者とありましたものを、所有者の承継人にまで売れるという拡大をしたわけでございます。これによりまして、今までの農地とか未墾地をよけい売るといふ問題は別でございまして、農地とか未墾地を農業上の利用に使うか使わぬかというこの判定は、これによつては何にも左右されるわけではございません。そういうよりな判定されたものにつきまして、今言いましたよりな一般の承継人にも売ることができるといふよりな規定を、これは法人と直接の關係はございせんが、一条を挿入いたしましたわけでございます。最後は附則の關係でございますが、附則では、農業委員会等に関する法律、あるいは有畜農家創設特別措置法、あるいは土地改良法の一部を改正する法律、あるいは今御審議を願つております果樹農業振興特別措置法案でございまして、こういう法律が關係いたしておりますので、これについての改正を附則でいたしているわけでございます。

まず、農業委員会等に関する法律でございまして、これは、現行法の八條によりまして、北海道は三反でありまして、内地は一反歩以上の農地につきまして耕作の業務を営んでおります者は農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有するわけでございますが、今回の改正によりまして、ある個人がその法人に農地の一部なりまた全部を貸し付けました結果、今申しました資格の一反、北海道は三反でございまして、未滿になりますと、選挙権なり被選挙権を失うということになります。これは同居の親族、配偶者

も同じでございまして、これでは非常に不都合になりますので、このようない事態を生ずるのを防ぎますために、法人による農業經營に移りました後でも、やはり選挙権、被選挙権を認める必要がありまして、このように改正をいたした次第でございまして、次に、有畜農家創設特別措置法の改正でございまして、これも、現在の法律では「農家」ということになっております。農家ということになりますと、家族の労力を中核とした農業生産体というよりな農家を考えますれば、数個の農家が集まって法人經營を行なう場合には「農家」に含まれないというよりな問題がございまして、これは最近の法人經營の実情なり組織なりといったことを考へて、法人によりまして農業經營の道を開こうという措置の趣旨からいまして、法人經營を行ないます場合にもやはり家畜の導入を認めたい方がよいという考え方がいたしました。これが可能となりますよりな規定を整備をはかつたわけでございます。

次に、土地改良法の一部改正でございまして、これは、御承知のように、三十二年に改正になりました際に、従来埋め立てまたは干拓に必要な土地の買取を農地法でやっておりますのを、今度は特定土地改良事業として行なうということにいたしました。今までは自作農創設措置特別会計に属しておりました埋め立てまたは干拓に必要な土地を、特定土地改良事業特別会計に移したわけでございます。でありますので、この土地につきまして、先ほど八十條で申し上げましたと同じよりな事情がございまして、これも従前の

所有者に加えて一般承継人ということをつけ加えたわけでございます。最後に、果樹農業振興特別措置法案が今出ておまして、この改正でございまして、これは目下御審議をいたしておりますが、これは、果樹農業者の二人以上からなる集団または果樹農業者が構成員となっている法人が都道府県知事の認定にかかりまして、この果樹園の經營計画に基づいて果樹の栽培を計画的かつ効率的に行なうとする場合に、果樹農業振興資金を長期・低利で貸し付ける、これによりまして樹園地の集団化あるいは生産から販売までの諸過程の共同化を促進して、いこうというよりな目的になつておりますが、この場合に、「果樹農業者が構成員となつて法人」ということ

がございまして、これは、総合農協あるいは特殊農協その他たとえば立間方式のように、個別經營をそのまま残しておきまして、法人が農機具なり施設を持つておいて、それを労働力とともに個人に提供するというよりな内容の法人であります。これはさしつかえないのでございまして、農業經營のみを行なう法人というよりなになります。これは、これに含めてこないのじやないかということもございまして、これは、農業法人問題の発端が果樹園の經營というよりなことからも来ております。趣旨からも、当然これは含めざる必要があるというよりなこと、附則の第五項を設けたよりな次第であります。

以上、はなはだ簡単でございましたが提案理由を説明いたしました。実は、その後、農林漁業基本問題調査会から答申案が出ております。これにつき

ましては、実は、構造政策の問題として、農地制度につきましても、かなり具体的な改正の方向といえますか示唆を受けております。これは農地法全般にわたりますような大きな問題をかなり具体的に示唆をされております。われわれといたしましては、答申にもございまして、答申が出ましてから一年以内にぜひ結論をつけるようにというふうな要望もございまして、実は、答申を受けて、農地法全般をどういふふうに構造政策なり何なりと合わせ、改正すべきかということにつきまして検討を進めることにいたしております。農業法人問題につきましても、御承知のように、あの中で、農業経営でありますとかあるいは農業組織というふうな名前でもかなり議論されております。協同組合の役割でございまして、あるいは会社によりまして農業法人の役割というふうなことも触れてございまして、でありますので、私どももしましては、基本問題調査会から出ましたいろいろな答申につきましては、慎重に検討いたしまして、実は農業法人問題も含めまして全般的に農地法の改正につきまして検討するという態度でおるわけでございますが、今御審議願います法律につきましては、先ほど申し上げましたように、法人の形態というものにつきまして、ある一定の形態をきめまして全部それをもって指導していくというふうな形をとりまして、これにつきましては、今申し上げました基本的な問題もございまして、もう少し時間をかしていただいで検討したい、その間は、今申し上げましたように農地の自主的な選択にまかせるといふような態度でこの問題は暫

○吉川委員長 次に、酒折農協部長。酒折説明員 引き続きまして、農協同組合法の一部を改正する法律案の提案の趣旨につきまして、補足説明を申し上げます。

農業協同組合法の改正は、農業法人制度の法的措置を講ずるための当面の措置の一つであります。農地法の改正により現行制度に基づく法人組織に農業経営の道が開かれることになりまして、これに伴い農業協同組合においても農業経営をその事業として行なうことができるよう関係規定の整備を行なうとするものであります。

従来の農業協同組合は、信用、販売、購買、共済等の事業を通じて組合員たる農民の個別の経営の育成発展に資することをその建前としており、農業協同組合が組合員たる農民の個別の経営を吸収し、みずから独立の事業主体として農業経営そのものをその事業として行なうことは、現行法においては認められていないのであります。しかしながら、最近見られますような農業経営を法人組織により行なうて農業生産の合理化をはかろうとする要請にこたえるには、このための道を開く措置が必要と考えられるのであります。

従いまして、農業協同組合法の一部を改正する法律案におきましては、改正法の第一として、農業協同組合が農業経営をその事業として行なうことができることとしております。ここに農業協同組合が農業協同組合が独立の事業主体としてみずから農業経営に伴う危険負担を負い、組合員の協同により耕作、養蚕または養蚕

の事務を行なうことをいうのであります。農業協同組合が採種圃、稚蚕共同飼育桑園の経営等組合員たる農民の個別の経営に便益を供するために供給事業、利用事業等として農業経営に相当する業務を行なうことは、言うまでもなく現行農業協同組合法のもとにおいても認められた適法な業務でござい

改正法の第二は、農業協同組合の組合員資格に関する規定を整備したこととしてあります。改正後の農地法の適格法人として設立の予想されます法人には、協同組合組織によるものほか、各種の会社形態によるものが考えられるのであります。これらの農業法人には、農業協同組合に准組合員として加入させ、農協系統組織の一環としてその事業の円滑な運営に資せしめる必要があらわれます。しかしながら、現行法の規定におきましては、株式会社、有限会社の物的会社が准組合員資格たる農民の組織する団体に該当しないのではないかと等という疑義もあらわれます。

改正法の第三として、農業協同組合のみを行なう小規模の農業協同組合の設立を認めることとしたこととあります。現行法のもとにおきましては、農業協同組合の設立には十五人以上の組合員が必要とされておりました。農業協同組合の設立には、肥料管理、飼育等の農作業を主たる業務とする農業経営にありましては、とりわけ組合員相互間の強い結合が要求されるために、二戸、三戸といった血縁的または地縁的結合に基づいたものも少なくない予想されます。

改正法の第四は、剰余金の配当の方法として、従事分置配当の方法を認めることとしたこととあります。現行法のもとにおきましては、出資組合の剰余金は、法定準備金、法定繰越金等の引き当て及び出資に対する配当を行なうてなお剰余があるときは、組合員の利用分置の割合に応じて配当するものとされておりますが、農業協同組合の事業にありましては、組合員の利用行為は、組合員の農業経営に対する従事という関係になりますため、剰余金の配当の方法として、組合員の従事する業務の種類、組合の業務に従事した時間その他組合員の業務に従事した程

度に応じて剰余金の配当を行なうことができることとしてあります。

なお、農業協同組合法の改正に伴いまして、農業協同組合のみを行なう農業協同組合、すなわち農業生産協同組合につきましては、法人税法、地方税法及び租税特別措置法の整備を行なうこととしてあります。これは、農業生産協同組合で、その事業に従事する組合員に対し給与を支給しないものには、一般の農業協同組合と同様に、法人税及び事業税につき、特別税率の適用、従事分置配当の損金算入、協同事業用機械等の三年間五割増償却及び再建整備を行なう場合における留保所得の非課税の特例を認めるが、その事業に従事する組合員に対し給与を支給する農業生産協同組合は、独立の事業体としての性格が強く、他の一般の企業体と類似したものであるとのため、この農業生産協同組合に限りこれらの特例を認めないものとする内容を定めるものであります。このように事業運営の實質により税法上の取り扱いを区別することは、すでに漁業生産組合及び森林生産組合につきまして確立された税制であります。

以上が農業協同組合法の一部を改正する法律案の概略であります。この法律改正を行ないます後、なお、農業協同組合のみならず事業主体としてより一その生産性の向上及び経営の合理化をはかりながら、同時に、零細経営の克服、経営形態の近代化、経営構造の高度化等のいわゆる農業の構造問題の解決の一環として機能し得るためにはその組織、運営をいかにあらためるべきかという根本的な問題につきま

て、農業協同組合のみを事業とする場合に限り、組合員の最低数を五人に引き下げ、小規模な農業協同組合組織の設立を認めることとしてあります。

この組合員数の引き下げに伴いまして、役員の数につきましても、現行法の理事五人以上、監事二人以上とあるのを、理事三人以上、監事一人以上に引き下げるほか、組合員数が五人未満となつた場合には法律上当然解散をする等の措置を講ずることとしてあります。

なお、従来の農業協同組合組織は、主として信用、販売、購買、共済等の流通関係の事業を行なうてきておりましたために、ただ農業協同組合と言います場合には、流通関係の事業を行なう農業協同組合を思い浮かべるのが通例であるとも考えられますので、これらの農業協同組合との誤認を予防するため、農業協同組合のみを行なう農業協同組合の名称を農業生産協同組合として、これらの農業協同組合と区別することとしてあります。

基本理念にかかわる問題であるのみならず、農業の構造政策の基本にもつながら重要な問題でありますので、これらの点につきまして、農業経営の実態、農業法人の業務運営の実情をも勘案いたしまして、農業協同組合制度全般の問題として今後とも引き続き根本的に検討をいたしたいと考えております。

このように、このたびの法律改正は、法人組織により農業経営を行なうとする農民の創意と要請にこたえて、農業協同組合について農業経営を行なう道を開くための措置でございますので、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○吉川委員長 たいま補足説明を聴取いたしました両案に対する質疑は後日に譲ります。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

〔参照〕

開拓者振興臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七三三号）に関する報告書

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇五号）に関する報告書

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案（内閣提出第一〇六号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

農林水産委員会議録第十四号中正誤

六二 段 行 誤 正

六一 段 第二項 第二條